

ISHIZUCHI

令和4年(2022) Vol.320
共済だより 7月号
—ご家族でご覧ください—

松山市
道後温泉本館

約3000年の歴史を誇る道後温泉は、日本最古の温泉といわれ、足を痛めた白鷺が、湧き出る温泉で傷を癒したことが起源とされています。そのシンボリック的存在である「道後温泉本館」は、明治27年(1894)年に改築された公衆浴場で、数度の増改築を繰り返しながらも当時の姿を留め、平成6年には、公衆浴場として初めて国の重要文化財に指定されました。

改築から125年を超えた道後温泉本館は、歴史的、文化的価値を次代に受け継ぎ、維持保存していくために、平成31年1月から令和6年末の予定で営業しながらの保存修理工事を行っており、入浴を楽しめます。

CONTENTS

- ② 令和3年度決算の概要
- ⑦ 共済組合職員募集
- ⑧ 特定健康診査受診券送付のお知らせ
- ⑨ 50歳台のライフプランセミナー
- ⑩ ライフプランステーションがお役に立ちます
- ⑩ 令和3年度の医療費の動向について
- ⑫ 9月に標準報酬月額の時決定を行います!
- ⑬ 短時間勤務職員の方も共済組合の組合員となります
- ⑮ 別居している被扶養者への仕送り確認について
- ⑯ ころとからだの健康相談
- ⑰ 地共済Webサイトについて
- ⑱ 貯金事業・物資供給事業から重要なお知らせ
- ⑲ だんしん事業のご案内
- ⑲ 肥満予防の健康レシピ「あなごと夏野菜の冷やし鉢」



愛媛県市町村職員共済組合
<http://www.ehime-kyosai.jp/>



令和3年度 決算の概要

令和3年度の決算が、5月24日に開催された第207回組合会で承認されました。

令和3年度は、令和2年度に引き続いて、会計年度任用職員の組合員資格取得に伴う組合員数の大幅な増加や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収支に影響する決算となりました。



● 経理別収支決算一覧表

(単位:千円)

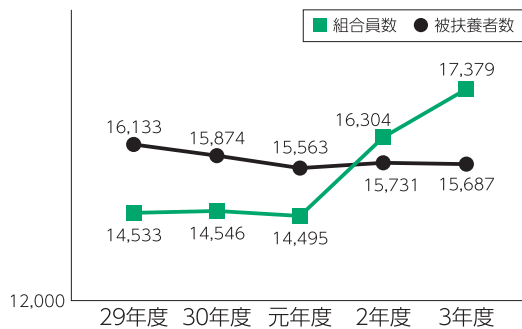
区分	収入	支出	当期利益金 (△当期損失金)
短期経理	10,194,072	10,623,026	△428,954
	1,193,971	1,214,906	△20,935
厚生年金保険経理	21,365,936	21,365,936	0
退職等年金経理	1,368,017	1,368,017	0
経過的長期経理	96,324	96,324	0
退職等年金預託金管理経理	18,682	18,682	0
経過的長期預託金管理経理	0	0	0
業務経理	319,564	303,440	16,124
	421,412	395,214	26,198
保健経理	4,403	4,403	0
	137,022	162,728	△25,706
貯金経理	670,315	677,166	△6,851
貸付経理	28,996	31,850	△2,854
物資経理	5,120	6,682	△1,562

※短期経理の欄の上段は医療保険、下段は介護保険の収支を示す。

※保健経理の欄の上段は保健事業、下段はメンタルヘルス対策事業の収支を示す。

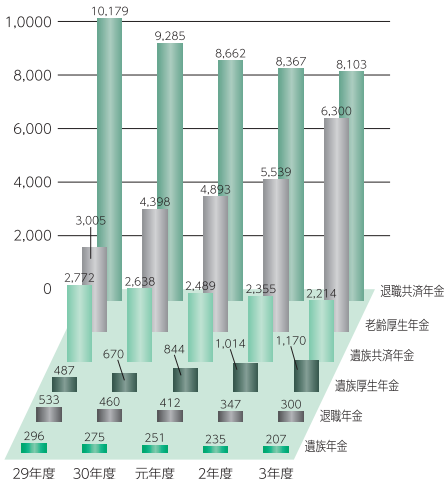
● 組合員数と被扶養者数の推移 (任意継続組合員を除く)

(単位:人)



● 年金種類別支給件数の推移

(単位:人)



● 年金種類別支給件数・1件当たり金額

(単位:件数,円)

区分	支給件数	1件当たり金額
退職共済年金	8,103	1,219,603
遺族共済年金	2,214	1,260,683
退職年金	300	2,013,177
遺族年金	207	1,145,185
老齢厚生年金	6,300	887,451
遺族厚生年金	1,170	1,149,650

3年度は、213億6,590万円を収納し、全額を全国連合会へ払い込みました。

厚生年金保険経理

この経理では、厚生年金給付等の原資となる組合員保険料・負担金を収納し、全国市町村職員共済組合連合会(以下「全国連合会」という。)へ全額払い込んでいます。

退職等年金経理

この経理では、退職等年金給付及び被用者年金一元化後に裁定された公務障害給付・公務遺族給付の原資となる掛金・負担金を収納し、全国連合会へ全額払い込んでいきます。

3年度は、13億6,800万円を収納し、全額を全国連合会へ払い込みました。

経過的長期経理

この経理では、被用者年金一元化前に裁定された公務障害給付等に係る負担金を収納し、全国連合会へ全額払い込んでいきます。

3年度は、9,630万円を収納し、全額を全国連合会へ払い込みました。



短期経理

この経理は、組合員及び被扶養者の医療給付及び出産・休業・災害などに係る給付、また、高齢者医療制度及び介護保険に係る資金の収納及び納付を行う経理です。

〈医療給付関係〉

3年度は、財源率を前年度と同じ70%に据置きとした事業計画での運営となりました。

収入総額は、掛金・負担金など1001億9,400万円で、組合員数の増加等により前年度と比べ1億6,800万円の増加となりました。

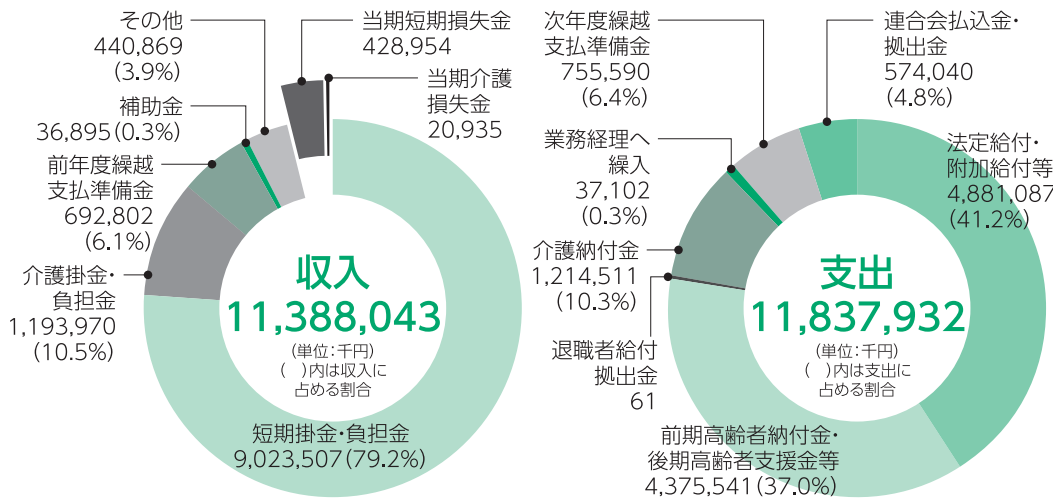
一方、支出総額は、前年度と比べ外来及び薬剤支給の増加等により療養の給付が8,690万円、薬剤支給が1億370万円増加したこと、高齢者医療制度への拠出金が5億9,160万円増加したことなどの影響から、106億2,300万円となり、前年度と比べ11億520万円の増加となりました。

収支決算の結果、4億2,900万円の当期損失金が生じたので、前年度より繰り越した短期積立金を取り崩して補てんしました。

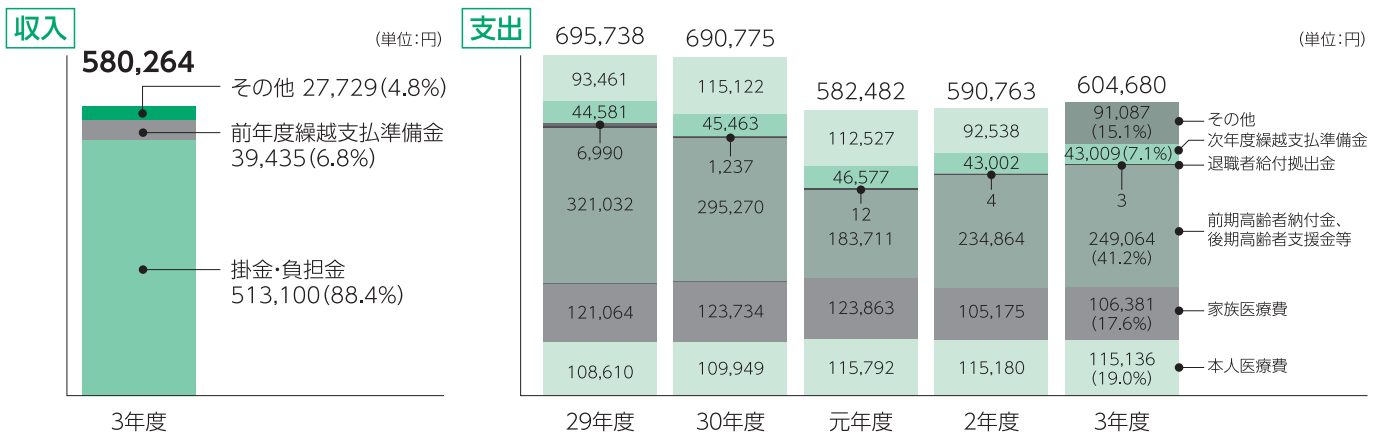
※医療費の状況については、10Pをご覧ください。

〈介護保険関係〉

3年度は、財源率を17.76%とし運営した結果、2,090万円の当期損失金を計上しましたので、前年度より繰り越した介護繰越金欠損金40万円と併せて、翌年度へ繰り越す介護繰越欠損金は、2,130万円となりました。



●組合員1人当たりの収入・支出(介護保険を除く。)内訳



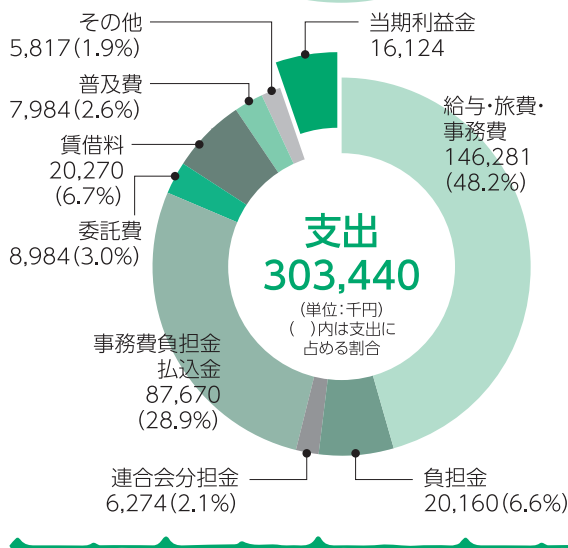
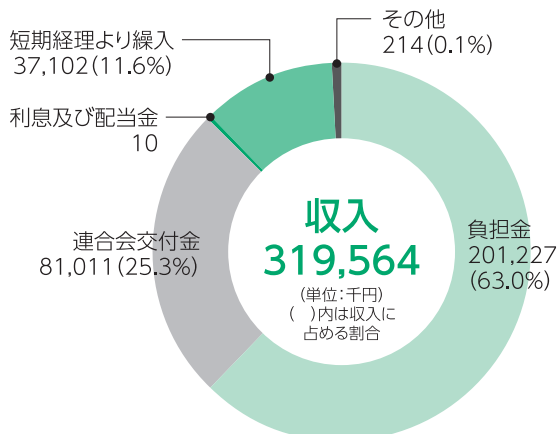
業務経理

この経理は、医療及び年金の給付を行うための事務費等を賄う経理です。

収入総額は、地方公共団体からの負担金、短期経理からの繰入金及び全国連合会からの交付金など3億1,960万円となりました。

一方、支出総額は、3億3,500万円です。新型コロナウイルス感染症の影響により旅費その他の諸経費が大幅に減少した結果、事業計画より2,060万円の減少となりました。

収支決算の結果、1,610万円の当期利益金を計上しましたので、全額を積立金として積み立て、翌年度へ繰り越しました。



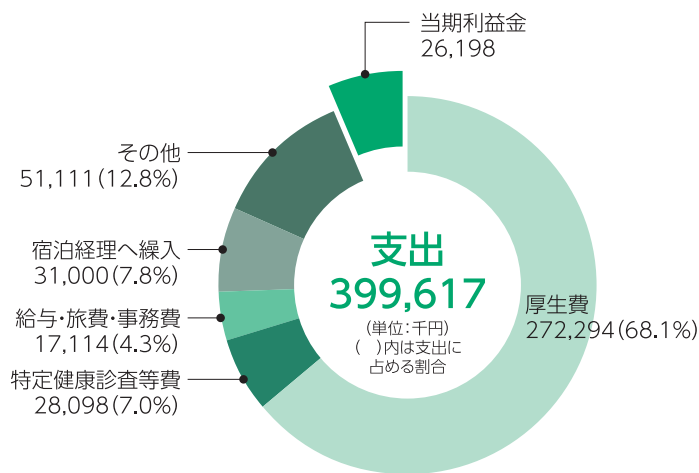
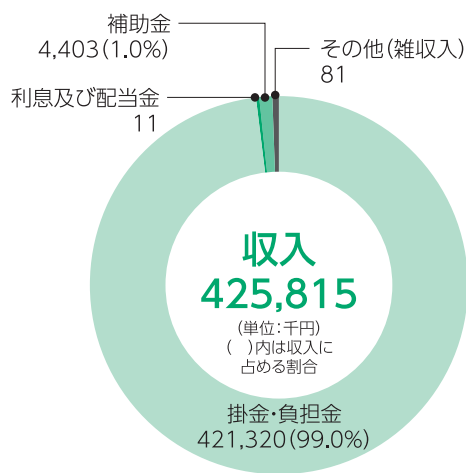
保健経理

この経理は、組合員及びその被扶養者の健康の保持・増進のため、人間ドック等の利用助成事業、特定健康診査・特定保健指導及びデータヘルス事業等を行う経理です。

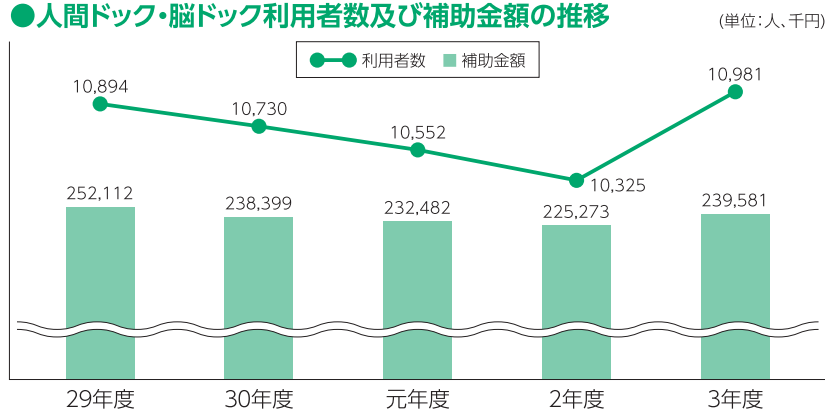
収入総額は、掛金・負担金など4億2,580万円となりました。

一方、支出総額は、人間ドック等の利用助成などの厚生費や特定健康診査等費など、3億9,960万円となりました。

収支決算の結果、2,620万円の当期利益金を計上しましたので、全額を積立金として積み立て、翌年度へ繰り越しました。



●人間ドック・脳ドック利用者数及び補助金額の推移



(備考) 1人当たり補助金額を平成28年度に27,000円から25,000円に、平成30年度に25,000円から24,000円に引き下げた。

●保健事業実施状況

項目	金額	割合
人間ドック利用助成	234,105	77.9
脳ドック利用助成	5,476	1.8
特定健診・特定保健指導	28,098	9.4
愛媛共済会館利用助成	5,786	1.9
がん検診等補助	10,995	3.7
福祉施設利用助成	127	0.1
インフルエンザ予防接種補助	9,757	3.2
県・市町連携メンタルヘルス	4,371	1.4
その他	1,677	0.6
合計	300,392	100.0

宿泊経理

この経理は「えひめ共済会館」の経営運営を行う経理です。

収入総額は、施設収入や他経理からの繰入など1億3,700万円で、3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による流動資産の減少見込分を補う変更予算により、保健経理から当初予算の繰入予定額1,200万円に、1,900万円を加えた3,100万円の繰入れを行いました。

一方、支出総額は、1億6,270万円となりました。

収支決算の結果、2,570万円の当期損失金が生じたので、前年度より繰り越した積立金を取り崩して補ってんしました。

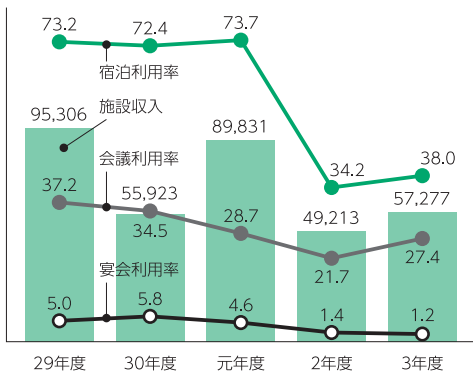
えひめ共済会館は、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、安全・安心な施設として引き続き健全運営に努めてまいります。

組合員の皆さまのご利用を職員一同心よりお待ちしております。

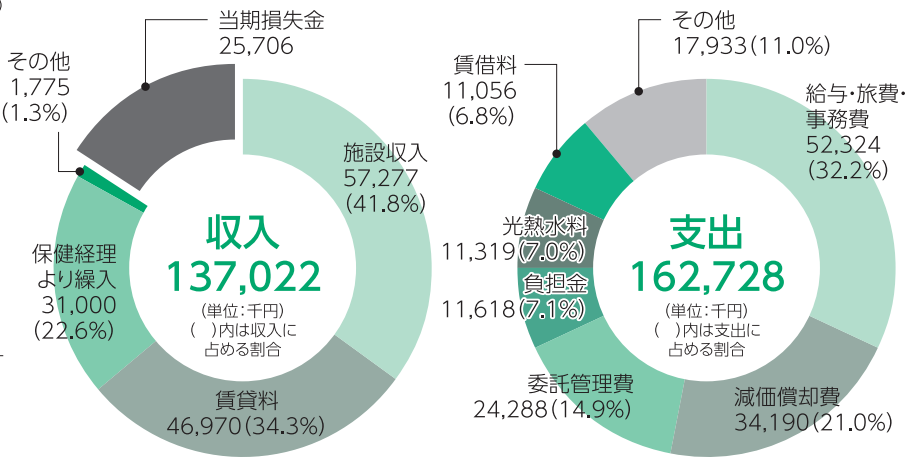


●えひめ共済会館 施設収入及び利用率の推移

(単位:千円、%)

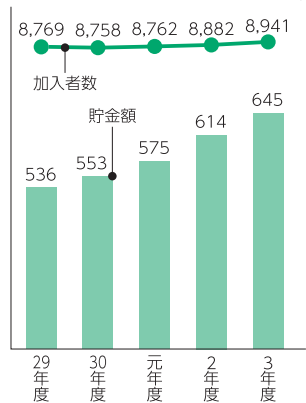


※平成30年度は改修工事のため7か月間の営業です。
※令和2年4月に新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言(全国対象)が行われました。



●組合員貯金額・加入者数の推移

(単位:人、億円)



※貯金経理決算結果を踏まえ、令和5年度から共済貯金の利率を引き下げます。詳細については、17Pをご覧ください。

収支決算の結果、690万円の当期損失金を計上しましたので、前年度から繰り越した積立金を取り崩して補ってんしました。

一方、支出総額は、支払利息など6億7,720万円で、貯金残高の増加等により前年度と比べ790万円の増加となりました。

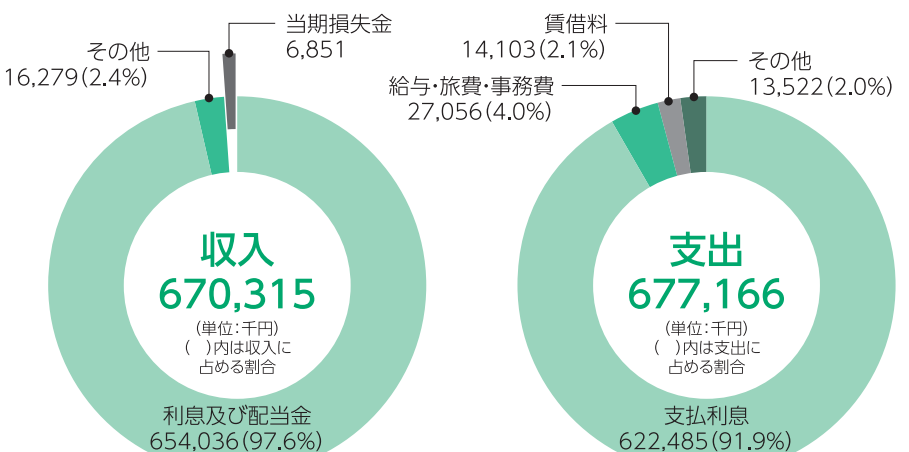
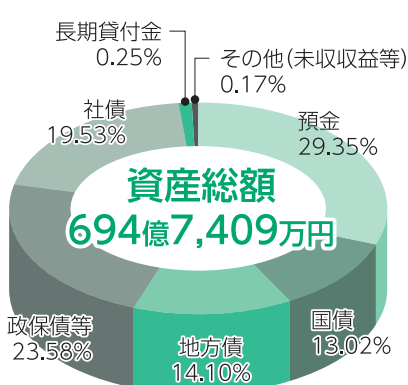
収入総額は、資金運用による利息及び配当金など6億7,030万円となりました。

貯金者数は8,941人で、組合員加入率は前年度から3.07%減少の50.8%となりました。

この経理は、組合員の皆さまからお預かりした資金を安全かつ効率的に運用して、皆さまの生活設計に寄与するための貯金事業を行う経理です。

貯金経理

●貯金経理の資産構成割合



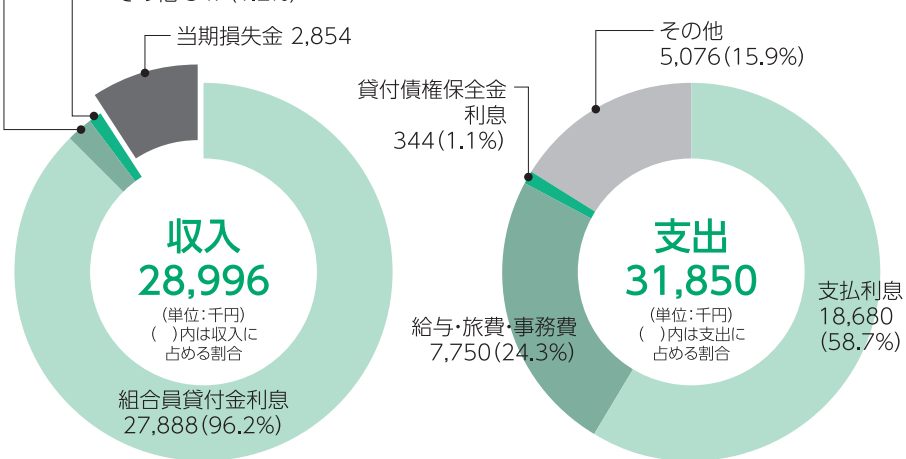
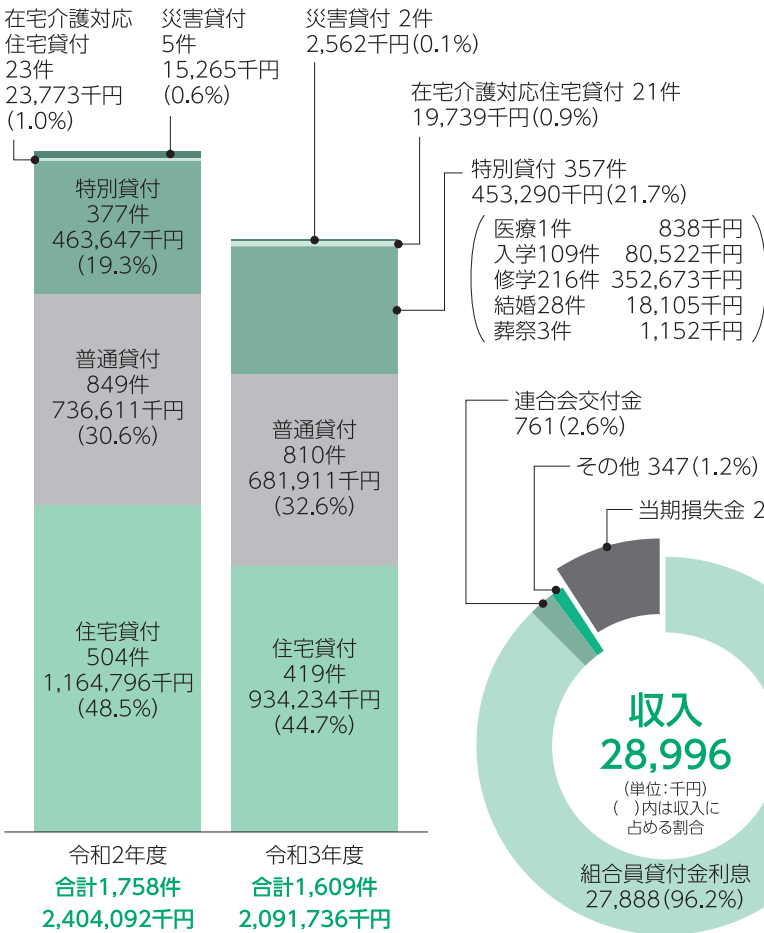
貸付経理

この経理は、組合員の皆さまの臨時の支出に対して貸付けを行う経理です。

収入総額は、組合員貸付金利息など2,900万円、支出総額は、貸付資金の借入に対する支払利息など3,190万円となりました。

収支決算の結果、290万円の当期損失金が生じたので、前年度から繰り越した積立金を取り崩して補てんしました。

●組合員貸付金の状況



●物資供給事業販売状況 (単位:件、千円、%)

販売品目	件数	金額	割合
自動車	59	91,792	95.9
自動二輪車	6	3,908	4.1
合計	65	95,700	100.0

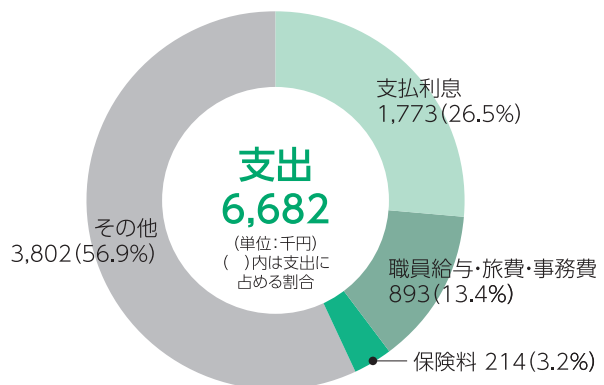
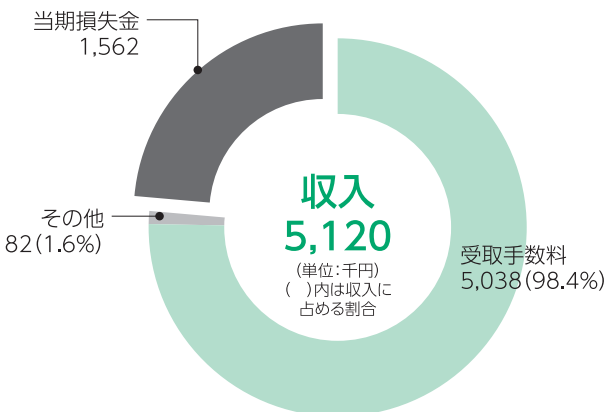
この経理は、組合員の皆さまが本組合の指定業者から自動車等を購入する際に、購入代金を立替払いする事業を行う経理です。

収入総額は、指定店からの販売手数料や物資利用組合員からの立替金利息など510万円となりました。

一方、支出総額は、支払利息や貸付事故に係る保険料など670万円となりました。

収支決算の結果、160万円の当期損失金を計上しましたので、前年度から繰り越した積立金を取り崩して補てんしました。

物資経理



退職等年金 預託金管理経理

この経理は、全国連合会から退職等年金給付に係る余裕金の一部の預託を受けて、組合員への貸付資金として管理・運用を行う経理です。

収入総額は、運用により生じた利息及び配当金など1,870万円で、全額を全国連合会へ払い込みました。

資金運用に関する情報は、本組合のホームページで本年7月1日に公開しております。

経過的長期 預託金管理経理

この経理は、全国連合会から年金給付に係る余裕金の一部の預託を受けて、管理・運用を行う経理です。

この経理では、2年度以降、縁故地方債の引き受けのみを管理することとなり、3年度は縁故地方債の引き受けはありませんでした。

退職予定者 相談会について

共済組合では、定年退職等を予定されている方を対象に、退職後の医療保険・年金及び互助会の事業に係る相談会を毎年度県内各地で開催しておりますが、今年度も昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、会場に参加しての相談会は開催せず、年金制度及び退職後の医療保険制度を解説した動画コンテンツを配信することとしました。

退職予定者で、動画コンテンツの視聴を希望される方は、所属所の共済組合事務担当課を通じて申込みいただきます。退職予定者相談会資料をお送りしますので、当該資料内に記載の「D・パスワード」を入力して動画コンテンツをご視聴ください。



共済組合職員募集

本共済組合(事務局及びえひめ共済会館)に勤務する職員の採用試験を次のとおり実施します。

●採用予定人数 若干名

●受験資格

平成11年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者
〔学校教育法に規定する大学(修業年限4年以上のものに限る。)
を令和5年3月までに卒業見込みの者若しくは卒業した者〕

●第一次試験 令和4年8月20日(土)

●採用試験申込書・実施要領の配付

共済組合事務局(えひめ共済会館3階)で配付しております。
インターネットからダウンロードする場合は、本組合ホームページのトップページ「What's New」にある「令和4年度職員採用試験を実施します。」のリンク先からダウンロードしてください。

●受付期間等

令和4年6月15日～7月29日
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前8時30分～午前12時00分／午後1時00分～午後5時15分

●問い合わせ先

愛媛県松山市三番町5丁目13-1(えひめ共済会館3階)
愛媛県市町村職員共済組合 総務課 ☎089-945-6315

●郵送のあて先

〒790-8678 松山中央郵便局 私書箱第29号
愛媛県市町村職員共済組合 総務課

家族(被扶養者)の方と一緒にご覧ください

特定健康診査受診券送付のお知らせ

(特定健康診査・特定保健指導のご案内)

特定健康診査とは、本年度中に40歳～74歳になる医療保険加入者全員を対象とし、メタリックシンドローム等の生活習慣病の早期発見を目的とした健診です。

対象となる方には、順次「特定健康診査受診券(セット券)」(受診券)をご自宅(共済組合届出住所)に送付しています。

なお、特定健康診査の結果、特定保健指導の対象となる方(メタボのリスクのある方)には、ご自宅に随時「特定保健指導利用券」(利用券)を送付しています。

～コロナ禍でも年に1回の健診は重要です。必ず受診しましょう!!～

受診券送付対象者…40歳～74歳の被扶養者(人間ドック利用者を除きます。)

受診方法……………契約実施機関や住民健診で予約の上、受診してください。受診時には必ず受診券と保険証を持参してください。費用は共済組合が負担するため無料です。

(注)新型コロナウイルス感染症の影響により、受診できない健診機関もありますので、予約も含めて事前に健診機関に連絡をお願いします。

有効期限……………令和5年3月31日

その他……………一部の契約実施機関では、特定保健指導対象者に健診当日の特定保健指導も無料で利用できます。

※組合員本人については、職場の健康診断又は人間ドックを受診するため受診券の配付はありません。また、共済組合又は委託先の保健師等が保健指導を行うため、利用券についても配付はありません。

今年も、各種特典をご用意した、いよてつ高島屋での集団健診の実施を予定しております。
詳細は受診券に同封のチラシをご覧ください。

[開催日] 令和4年9月27日(火)～28日(水) [開催場所] いよてつ高島屋

パート先等で健診を受診した方

受診券を使用せず下表の検査項目が全て含まれる検査結果の写等を共済組合に送付すると…

特定保健指導を利用した方

共済組合から送付された利用券又は受診券を使用して、特定保健指導を利用し、終了すると…

それぞれ

2,000円分の図書カードをプレゼントします

共済組合の人間ドック利用助成を受ける方は対象になりません。詳細は、受診券及び利用券に同封の案内文書をご確認いただき、ご不明な点などありましたら共済組合保健課厚生係までご連絡ください。

必要な検査項目

基本情報	健診日・健診機関名	肝機能検査	AST(GOT)・ALT(GPT)・γ-GT(γ-GTP)
既往歴等	既往歴・自覚症状・他覚症状	血糖検査	空腹時血糖又はHbA1c又は 随時血糖(食事開始から3.5時間未満を除く。)
身体計測	身長・体重・腹囲・BMI		
血圧測定	収縮期血圧・拡張期血圧	尿検査	尿糖・尿たんぱく
脂質検査	中性脂肪(TG)・HDLコレステロール・LDLコレステロール	医師の診断	診断内容・診断をした医師の氏名

このページについての問い合わせ先

共済組合保健課 厚生係 ☎089(945)6318

50 歳台の

老後の生活設計を考える

ライフプランセミナー

共済組合では、50歳台の組合員を対象に、生涯にわたって充実した生活を送るためのライフプランの作成方法や家庭経済設計、健康づくりなどをレクチャーするライフプランセミナーを、一般財団法人愛媛県市町村職員互助会と共同で開催しています。

今年度は下記の日程でのオンライン開催を予定しています。

また、今回は明治安田ライフプランセンター株式会社に加え、今話題のRIZAP株式会社からも講師を迎え、RIZAPウェルネスプログラム 参加型セミナーLIVE モデル・アクティブシニア編(講義+トレーニング)のライブ配信を行う予定です。

[開催日] 令和4年10月5日(水)(当日ライブ配信によるWEBセミナー)

[対象者] 50歳台の組合員(応募多数のときは選考)

[参加希望者の募集方法] 8月に所属所の共済組合事務担当課を通じて募集します。



多様化するライフスタイル…あなたのライフプランは万全ですか？

ライフプランステーションが お役に立ちます

■ライフプランステーションとは？

ライフプランを立てる上で、知っておくべき制度や手続き、お金に関するさまざまなお役立ち情報をご提供するサイトです。シミュレーションなどを通して、我が家の収支や資産残高、将来見通しを把握し、より豊かな生活の実現を目指すことができます。

■ログイン方法

- ①共済組合のホームページにアクセス
- ②ログインID、パスワードを入力し、ログインボタンをクリック
- ③ログイン完了



スマホからアクセス▶



活用例

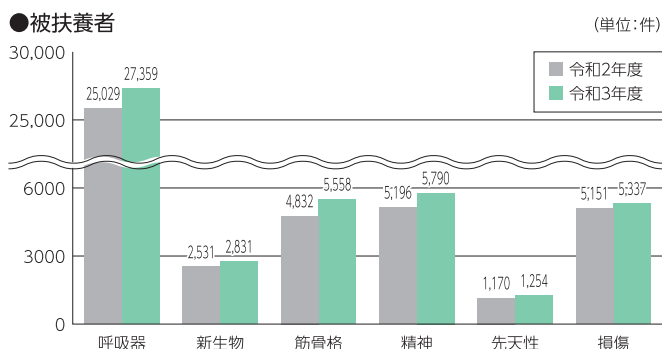
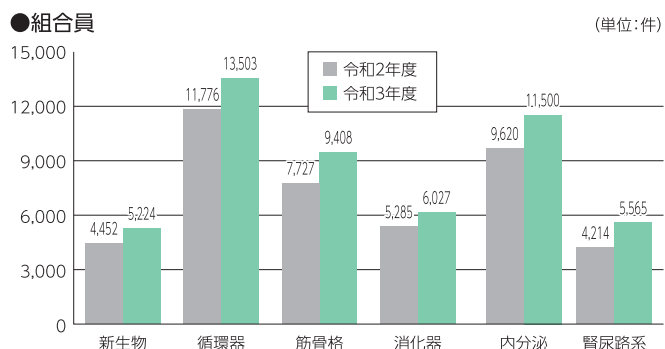
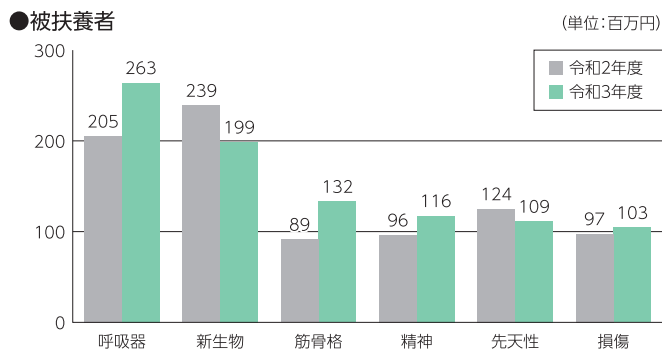
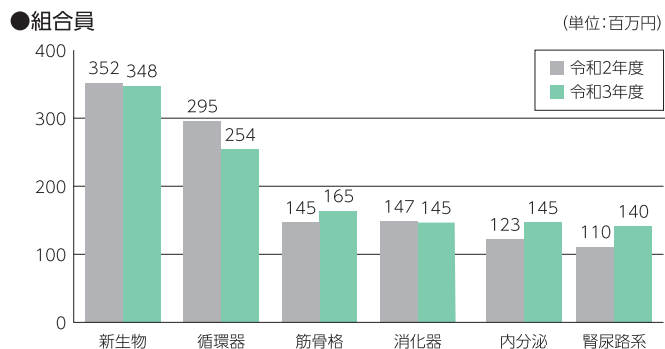
- 診断結果画面で生涯にわたるお金の流れ(キャッシュフローグラフ)、住宅資金設計、教育資金設計、保険診断、シルバーライフプランを確認
- ライフイベントやその準備方法をチェック
- 動画で手軽に金融・経済を学ぶ。詳しく知りたくなったら専門性の高いレポートを閲覧

費の動向について

令和3年度病類別医療費及び件数

— 組合員は新生物、被扶養者は呼吸器系の医療費が1位 —

病類別医療費 上位6位及びその件数 (※歯科を除く)



令和3年度における組合員の病類別医療費(2年度比)は、1位 新生物(1.36%減少)、2位 循環器系(13.7%減少)、3位 筋骨格(13.4%増加)となっています。平成24年度から26年度までは循環器系が1位でしたが、平成27年度以降は新生物が1位となり、医療費の15.76%を占めています。

被扶養者については、1位 呼吸器系(28.41%増加)、2位 新生物(16.65%減少)、3位 筋骨格(48.23%増加)となっています。

一方、医療費上位の病類の受診件数をみると、組合員と被扶養者のいずれも全て増加しています。

組合員は、生活習慣病に関連する病類の多くが上位に名を連ねており、新生物(がん)、循環器系(脳血管疾患、心疾患、動脈硬化症、高血圧症)、内分泌系(糖尿病、脂質異常症)がそれに該当します。

また、被扶養者については、過去15年をみると令和元年度まで呼吸器系が医療費・受診件数ともに1位でしたが、令和2年度に初めて2位になりました。令和3年度は再び1位となりましたが、その医療費と受診件数は過去と比較して最も低かった令和2年度に次ぐ低さでした。呼吸器系の主な疾患としては急性鼻咽頭炎、急性扁桃炎、急性気管支炎等(いわゆるかぜ)や、肺炎、インフルエンザ、花粉症等が挙げられます。多くの人のマスク、手洗い、消毒液を使う習慣によって感染症の流行を減らしたことで呼吸器系の受診件数と医療費が例年より低く抑えられたと考えられます。

今後も生活習慣を見直すことで生活習慣病の予防を行うとともに、マスクの着用、手洗い・うがいの励行、医療機関への適切な受診を行っていただくようお願いします。

令和3年度の医療

令和3年度の医療費

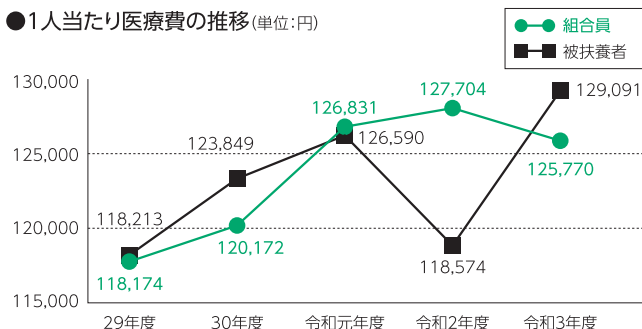
— 組合員は減少、被扶養者は増加 —

●1人当たり医療費 (医療費÷人数)

令和3年度の1人当たり医療費は、組合員が125,770円(1,934円の減少)、被扶養者が129,091円(10,517円の増加)でした。

それぞれの増加と減少の要因を以下の医療費の3要素でみてみます。

●1人当たり医療費の推移(単位:円)



医療費の3要素の推移

●受診率 (受診件数÷人数×100)

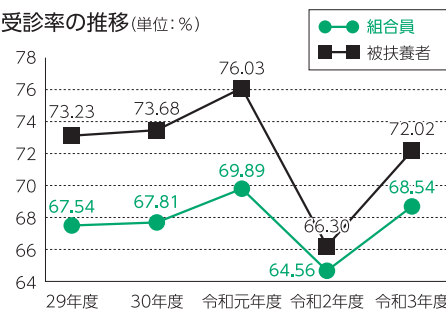
受診率は、健康度や症状の程度、受診意識をみるための指標です。

令和3年度の受診率は、組合員が68.54%、被扶養者が72.02%となりました。

前年度と比較して組合員は3.98ポイント上昇、被扶養者は5.72ポイント上昇しました。

なお、組合員の入院に係る受診率は低下しています。

●受診率の推移(単位:%)



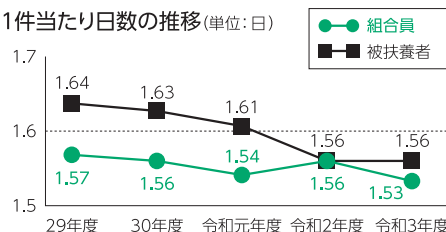
●1件当たり日数 (受診日数÷受診件数)

1件当たり日数は、疾病構造や症状の程度をみるための指標です。

令和3年度の1件当たり日数は、組合員が1.53日、被扶養者が1.56日となりました。

前年度と比較して組合員は0.03日減少しました。

●1件当たり日数の推移(単位:日)



●1日当たり医療費 (医療費÷受診日数)

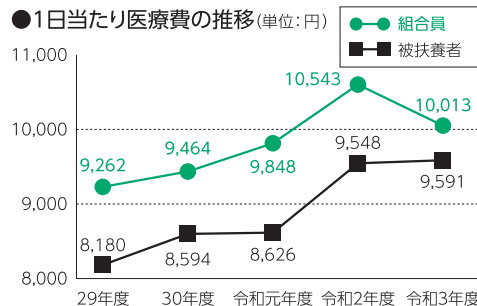
1日当たり医療費は、1件当たり日数と同じく疾病構造や症状の程度をみるための指標です。

令和3年度の1日当たりの医療費は、組合員が10,013円、被扶養者が9,591円となりました。

前年度と比較して組合員は530円減少、被扶養者は43円増加しました。

医学の進歩による新しい医療技術や新薬の導入等の影響により年々増加傾向にあり、前年度から減少した組合員も前々年度と比較すると増加しています。

●1日当たり医療費の推移(単位:円)



組合員の1人当たり医療費が減少した要因は、入院に係る受診率が低下し、1日当たり医療費が減少しているため、重症化した人が前年度より少ないことが考えられます。

被扶養者の1人当たり医療費が大きく増加した要因は、受診率が上昇し、1日当たり医療費が増加しているため、受診控えがおさまったことと症状が悪化した人が増えたと考えられます。

<保険者算定代表例>

①4月・5月・6月とも無給の場合

従前の標準報酬月額算定基礎となっている報酬月額を用いて算定します。

②休職者給与(8割支給)を受けている場合

報酬の支払基礎日数が17日以上であっても当該月を算定基礎から除いて算定します。

③4月・5月・6月の報酬が、他の月と比較して著しく高い場合

過去1年間(前年7月から当年6月まで)の平均報酬月額に基づき算定することができます。

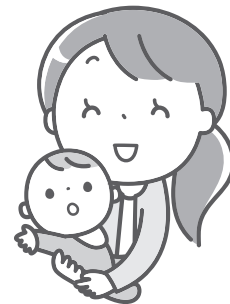
令和4年から産前産後休暇も保険者算定の対象に!

④その年の4月から6月の間に産前産後休暇を取得している場合

産前産後休暇を開始した日の属する月以前の直近の12か月間の平均報酬月額に基づき算定することができます。

定時決定の算定基礎月である4月から6月の間に産前産後休暇を取得している場合、通勤手当の支給停止などにより、低くなった報酬額に基づき定時決定が行われ、標準報酬月額が著しく下がることがあります。その場合、産前産後休暇後に育児休業を取得し、育児休業手当金の給付を受ける際に、著しく下がった標準報酬月額に基づき育児休業手当金が算定されることとなり、出産(予定)日の時期の違いによって、手当金の給付額に不合理な差が生じていました。

令和4年度からは、4月から6月までの間に産前産後休暇を取得する組合員が申出をした場合、年間平均による保険者算定が行えるようになります。



【年間平均による保険者算定を行うための条件】

- ・4月から6月までの間に**産前産後休暇**^{*}を取得している者
- ・通常の定時決定により算出した標準報酬の等級が、産前産後休暇を開始した日の属する月以前の直近の継続した12月間の標準報酬の月額の平均額から算出した標準報酬の等級を2等級以上下回る場合

※産前産後休暇とは、共済組合の掛金免除となる産前産後休業(産前産後休暇を取得している期間のうち産前6週間・産後8週間)ではなく、条例の定めによる産前産後休暇(特別休暇)を指します。

③及び④の年間平均による保険者算定を受けるためには、いくつかの条件がありますので、詳細は所属所の共済組合事務担当課又は下記までお問い合わせください。

ご注意ください!



年間平均の保険者算定は、対象となる組合員の方が同意する場合に適用されます。

標準報酬月額は、掛金等の算定の基礎となるほか、傷病手当金や育児休業手当金などの短期給付や、将来受給する年金の算定にも用いられるため、ご自身が受ける給付にも影響が生じる場合があります。

この記事に関する問い合わせ先

共済組合総務課 総務係 ☎089(945)6315

9月に標準報酬月額 の定時決定を行います!

組合員の皆さまの給与から毎月控除されている掛金(保険料)は、標準報酬月額に掛金率・保険料率を乗じて算定しています。

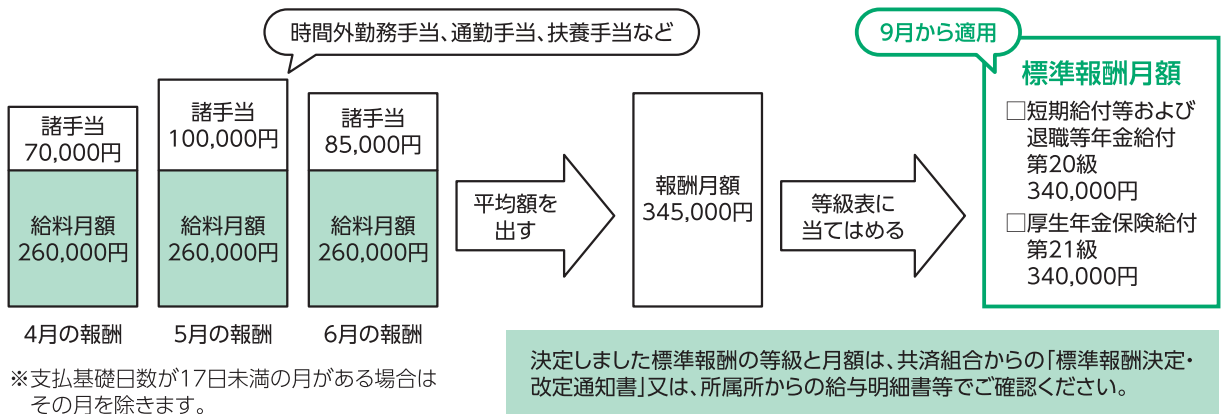
この掛金等の基礎となる標準報酬月額と、実際に受けている報酬との間に大きな差が生じないように、年1回決まった時期に見直しを行うことを「定時決定」といいます。



定時決定によって標準報酬月額が変わると、9月以降の掛金等の額や各種給付金の額も変わります。

■ 定時決定の方法と有効期間

その年の4月・5月・6月に受けた報酬の総額の平均額(「報酬月額」といいます。)を標準報酬等級表にあてはめて決定します。決定された標準報酬月額は、その年の9月から翌年の8月までの1年間、又は期間途中で随時改定等があった場合はその時まで適用されます。



POINT

報酬には諸手当も含まれます。例えば時間外勤務手当が増加したとすれば、報酬月額も増加します。
なお、期末・勤勉手当は定時決定における諸手当には含みません。(別途、掛金(保険料)が徴収されます。)

■ 定時決定の対象者

7月1日に組合員である者(休業中、休職中、欠勤者を含みます。)で、次の者は対象から除きます。

- 6月1日以降に資格を取得した者
- 7月から9月までのいずれかの月から随時改定等が行われる者

■ 定時決定の保険者算定

通常の方法により報酬月額を算定するのが困難なとき、又は算定結果が著しく不当となるときは、組合員の事情を考慮して共済組合が適当と認めて算定した額を報酬月額とし、標準報酬月額を決定します。このことを「保険者算定」といいます。

令和4年10月から

短時間勤務職員の方も共済組合の組合員となります (地方公務員等共済組合法の適用拡大)

令和2年6月に公布された「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」(以下、「年金制度改正法」という。)により、令和4年10月から、民間企業等では、短時間労働者の被用者保険(厚生年金・健康保険)の更なる適用拡大が行われます。この適用拡大に伴い、地方公務員共済制度においても、非常勤職員の健康保険の適用が変わります。

POINT

地方公務員等のうち、被用者保険の適用対象である非常勤職員を地共済組合員とし、短期給付等が適用されます!

改正前(令和4年9月30日まで)

被用者保険の適用対象である非常勤職員は、健康保険(協会けんぽ)が適用される



改正後(令和4年10月1日)から

被用者保険の適用対象である非常勤職員を地共済組合員とし、短期給付・福祉事業を適用する

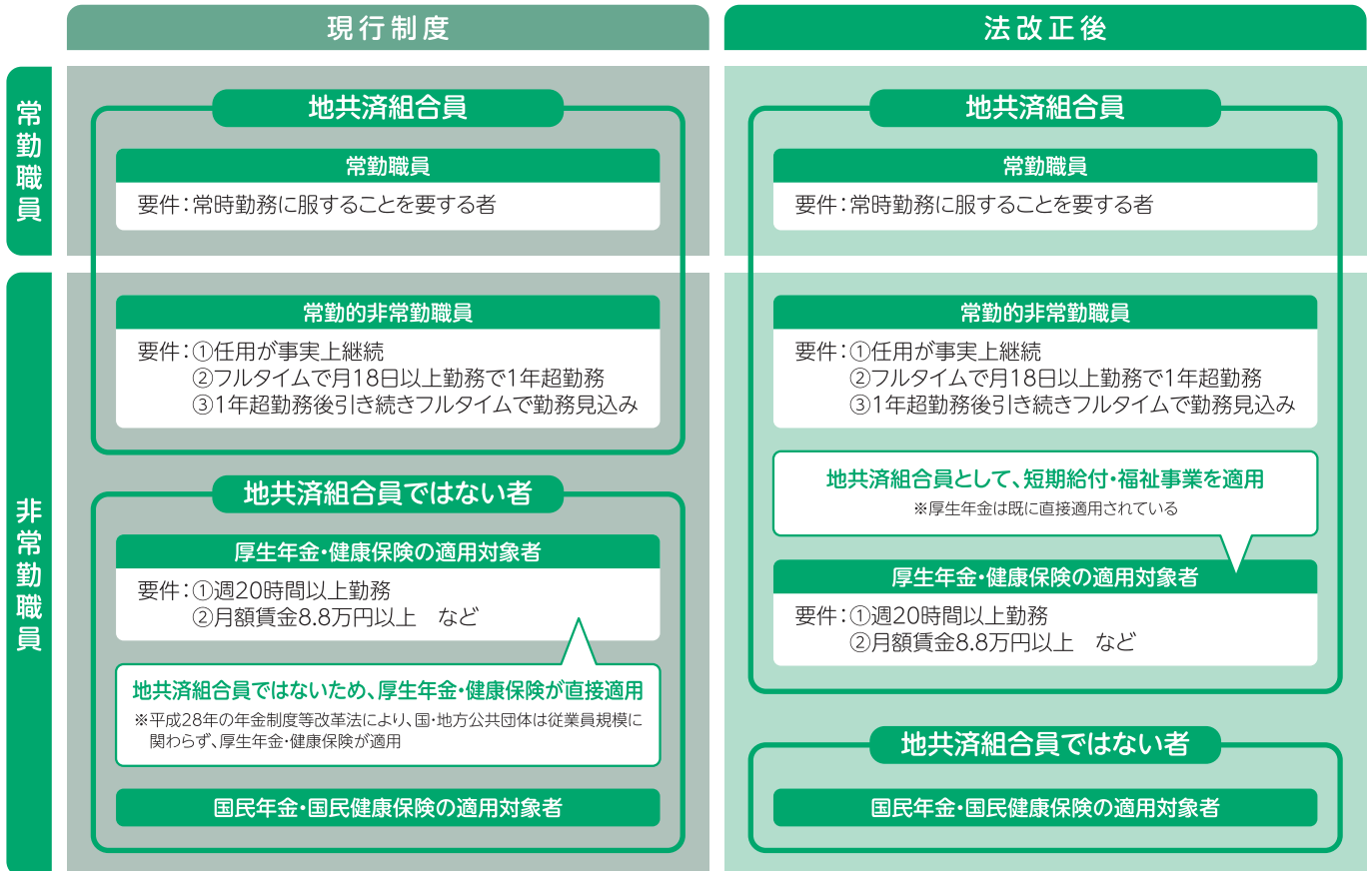
※年金(長期給付)については、改正後も引き続き日本年金機構の被保険者となります。

今回の年金制度改正法により、常勤職員との均衡等を考慮し、処遇改善を行う観点から、国家公務員共済制度とも足並みを揃え、厚生年金・健康保険の適用対象である非常勤職員に対して、地方公務員共済組合の組合員(地共済組合員)とし、短期給付・福祉事業が適用されるようになります。

これにより、組合員約4,400人、被扶養者約1,000人の加入が見込まれております。

共済組合では、年度ごとに組合員数や標準報酬月額等の推計を行った上で、次年度の事業計画を立てており、令和4年度はこの適用拡大を見込んだ予算となっております。組合会議員や所属所の意見を聞きながら、今後もよりよい事業が継続できるよう努めてまいりますので、組合員の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

地方公務員等共済組合法の適用拡大(イメージ)



●現行法上、地共済組合員は常勤職員(常勤並みに働く非常勤職員を含む。)に限られており、地共済組合員に対して、短期給付(医療保険)・長期給付(年金)・福祉事業(健康診査等)が適用されている。

別居をしている被扶養者への 仕送り額確認書類について

組合員と別居している被扶養者^(※)については、被扶養者認定や認定後の資格調査の際に、「仕送り額の確認書類」の提出が必要です。

※大学等に学生として在籍する子、勤務形態(単身赴任)により一時的に別居を余儀なくされる配偶者及び子については、仕送り額の確認書類は必要ありません。

仕送り額の確認書類とは？

「いつ(毎月)」、「誰(組合員)」から「誰(被扶養者)」に、「いくら」の送金をしたのかが客観的に確認できる書類です。例としては、次のとおりです。

- **受取人名(被扶養者の氏名)が記載された組合員名義の通帳の写**
- **振込人名(組合員の氏名)と受取人名(被扶養者の氏名)が確認できるネットバンキングの振込履歴画面**
- **振込依頼書の写**

次のような方法は仕送りをしている事実が客観的に確認できないため認めていません！

- **現金の手渡しによる仕送り**
- **被扶養者名義の口座に組合員が通帳(被扶養者の通帳)で入金し、被扶養者がキャッシュカードで出金する方法**

組合員が被扶養者に対して仕送りをしている事実が確認できない場合は、認定の取消しとなる場合がありますので、必ず振込人名(組合員氏名)や受取人名(被扶養者氏名)が記載される方法で仕送りを行うようにしてください。

この記事に関する問い合わせ先

共済組合総務課 総務係 ☎089(945)6315

地共済年金情報Webサイトのご案内

地共済年金情報Webサイトでは、組合員の皆さまそれぞれの公務員共済期間に係る以下の内容について閲覧することができます。ただし、すでに老齢又は退職の年金を受給されている方、及び老齢厚生(退職共済)年金の支給開始年齢に到達されている方はご利用いただけません。



閲覧できる内容

- ①年金加入履歴・加入期間
- ②保険料納付済額
- ③標準報酬月額等
- ④年金見込額※¹
- ⑤給付算定基礎額残高履歴

利用できる方

- ①組合員 ②組合員であった方

ご利用時間

24時間365日
(サーバーのメンテナンス時を除く。)

※1 年金見込額は、確認時点の就業状態、給与額、賞与額等をベースに年金受給額等を試算しているため、実際の金額と異なります。

ご利用手順

1 地共済年金情報Webサイトにアクセス
地共済年金情報Webサイト

共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会のホームページからもアクセスできます。

2 ご利用申込み※²
(基礎年金番号・氏名・生年月日・パスワード等を入力)

申込み時に登録したパスワードは必ず控えておいてください。

3 ユーザID通知書の受領

(2~3週間程度)
全国市町村職員共済組合連合会、共済組合からお申込み内容の確認のため、ご連絡をさせていただくことがあります。

4 ユーザID及びパスワードを入力してログイン

閲覧の際に必要な「ユーザID」を記載した「ユーザID通知書」を郵送しますので、大切に保管してください。

※2 住所や名前を変更された方は、共済組合に異動の届出をされてから申込みをしていただきますようお願いいたします。

●相談窓口(Webサイト用)

全国市町村職員共済組合連合会 年金部年金企画課
☎03-5210-4607 (9時~17時(土・日・祝日を除く))

地共済年金情報Webサイトへのアクセス用2次元バーコードです。



貯金事業・物資供給事業から重要なお知らせ

令和4年5月24日開催の第207回組合会で下記の事項について決定しました。

貯金事業 令和5年4月1日から貯金利率が年利0.9%に引き下げられます

現行
年利1.0%(半年複利)



引下げ後
年利0.9%(半年複利)

長引く金融緩和政策による市中金利の低迷から貯金経理の運用利回りが低下し、令和3年度決算におきまして他経理への繰り入れを行わない貯金事業単独で当期損失金を計上しました。今後の安定的な事業運営を行うため、令和5年4月1日から現行の年利1.0%(税引前)から0.9%(税引前)に引き下げることとなりましたので、加入者の皆さまにはご理解いただきますようお願い申し上げます。なお、税引後の貯金利率は、0.717165%となります。

物資供給事業 令和5年4月から物資立替金の償還利率が年1.8%に引き下げられます

現行
年1.9%



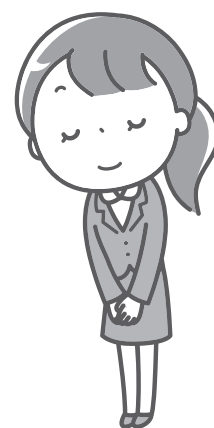
引下げ後
年1.8%

貯金利率の引下げに伴い、物資立替金の償還利率につきましても、令和5年4月から現行の年1.9%から1.8%に引き下げられることとなりました。現在、物資供給事業のご利用を検討中の方も令和5年4月から1.8%の利率が適用となりますので、ぜひご利用ください。なお、この償還利率の引下げは、現在、物資供給事業を利用して償還途中の方も変更されます。

基準利率に対する償還利率

	令和4年7月現在	令和5年4月から
基準利率	償還利率(変動金利)	
1.0%以下	1.9%	1.8%
1.0%を超え1.5%以下	2.4%	2.3%
1.5%を超え2.0%以下	2.9%	2.8%
	(中略)	
5.0%を超える場合	基準利率+0.9%	基準利率+0.8%

※基準利率とは、地方公務員等共済組合法第77条第4項に規定する退職等年金給付の基準利率を示す。



■物資指定店(追加・変更・取消)

区分	年月日(変更は届出日)	指定店名	所在地	電話番号	取扱商品
追加	R4.3.28	(株)Fix	宇和島市保田字大久保甲264-1	(0895)49-3613	自動車(車検含む)

このページについての問い合わせ先

共済組合経理課 貯金貸付係 ☎089(945)6316

共済組合から貸付けを受ける方へ だんしん事業のご案内

Point

「だんしん」に加入すると、貸付金の返済中に借受人に万一のことがあった場合に、保険金で貸付金残高が返済されます。
あわせて「債務返済支援保険」に加入すると、病気やケガで長期休職となった場合に、貸付金の返済金相当額（平均返済月額）が保険金として支払われます。

万一の場合



貸付金残高



「だんしん」からの保険金
(貸付金残高相当額)

制度の位置付け

万一、死亡・所定の高度障害状態となられても…



「だんしん」の保険金で貸付金残高が返済されます

病気やケガで長期休職となられても…



「債務返済支援保険」の保険金で返済金相当額（平均返済月額）が補償されます

「だんしん」と「債務返済支援保険」にあわせて加入すると、万一の場合だけでなく、長期間就業障害となった場合にも安心です。

「だんしん」(団体信用生命保険)

例

貸付金残高

「だんしん」

貸付金残高
(債務)



1,000万円の場合

特約保証料

保険金額（貸付金残高相当額）
(10万円につき 月額15円)

月額 **1,500** 円

※特約保証料は見直されることがあります。

保障額

<死亡・所定の高度障害状態>

保険金 **1,000**万円
(貸付金残高相当額)

を共済組合にお支払いすることで
貸付金残高が返済されます。

特長

- 「だんしん」に加入をしていると、万一、組合員が死亡、または所定の高度障害状態となってしまったとき、**「だんしん」の保険金で貸付金残高が返済されます。**
- 全国の市町村職員を対象として実施している制度のため、ご負担の少ない特約保証料（加入者が負担する保険料）でご加入できます。特約保証料は、年1回、貸付金残高に応じて見直しされますので、返済が進むにつれて加入者の負担が少なくなります。

債務返済支援保険

例

返済金額

債務返済支援保険

返済金相当額
(平均返済月額)

60,000円の場合

(計算例)
毎月償還 40,000円 } の場合
ボーナス償還 120,000円 }
平均返済月額 60,000円 = (40,000円 × 12) + (120,000円 × 2) ÷ 12

保険料

保険金額（返済金相当額）
(1万円につき 月額60円)

月額 **360** 円

※保険料は毎年見直しを行うことから、
変更されることがあります。

補償額

<所定の就業障害の場合>

1カ月あたり保険金 **60,000**円
(返済金相当額) を30日の免責期間
を経過した日から3年を限度に就業
障害が終了するまでお支払いします。

特長

- 所定の精神障害により就業障害となったときも貸付金の返済金相当額（平均返済月額）を保険金として加入者にお支払いします。
- 全国の市町村職員を対象として実施している制度のため、ご負担の少ない保険料で加入できます。

制度内容等詳細についてはパンフレットをご一読ください。

あなごと夏野菜の冷やし鉢

調味油を使わずに、良質な脂質をきちんと補給。ビタミン類もたっぷりとれて、味も量も満足できる低エネルギーおかず。



監修：辻クッキング日本橋校校長 金沢典枝 管理栄養士 岩本智美 撮影：湯浅透雅（アートファイブ）

〈材料 4人分〉

焼きあなご…………… 2本	(煮汁)
なす…………… 2本	だし汁…………… 1と1/2カップ
ズッキーニ…………… 1/2本	さんしょうの実…大さじ1/2
ししとうがらし…………… 4本	しょうゆ…………… 大さじ1
赤ピーマン…………… 1個	砂糖…………… 大さじ1と1/2
青じそ…………… 4枚	塩…………… 小さじ1/4
みょうが…………… 1個	
花穂じそ…………… 4本	

(1人分)
エネルギー : 135kcal
塩分 : 1.1g

〈作り方〉

- 1 焼きあなごは頭と尾の部分を持ち、3cmの長さに切っておく。
- 2 なすは焼き網で焼き、冷水の中で手早く皮をむき一口大に切る。〈写真1〉
- 3 ズッキーニはところどころ皮をむき、1cm厚の輪切りにして焼く。赤ピーマンはこんがり焼いて皮をむき、一口大に切る。ししとうがらしも焼いておく。〈写真1〉
- 4 鍋に煮汁を煮立てて、1のあなごを5分ほど煮る。〈写真2〉
- 5 4に2・3の野菜を入れ、すぐ火からおろし、ボウルに移して冷水に漬けて冷やす。〈写真3〉
- 6 冷ました5を器に盛り、青じそ・みょうがの細切り、花穂じそを天盛りにする。

POINT

あなごは良質な脂質やビタミンA、Eが豊富。しそは血栓を予防してくれる脂質のα-リノレン酸の宝庫です。またししとうがらしや赤ピーマンのビタミンCが体の免疫機能を高め、肌を紫外線から守ります。



四季の伊予路プラン



宿泊と夕・朝食をセットにした
お得なプランです。

- ～お品書き～
- 前菜 ハモ南蛮漬け
 - 造り 二種盛り(鱈・鮪)
 - 焼物 鮎の塩焼き
 - 肉料理 松山鶏の鉄板焼き
 - 揚げ物 小海老とトウモロコシかき揚げ
 - 御飯 鯛そうめん
 - デザート 季節のフルーツ
- *赤文字は愛媛県産の食材になります。

組合員・被扶養者様 1泊2食付き お一人様 **4,700円**(税込)(助成前金額7,100円)

期間: 令和4年6月1日～8月31日 ※朝食はバイキング形式となります。

※上記以外にも各種料理をご予算に合わせてご用意させていただきますのでお気軽にお問い合わせください。

ご予約・お問い合わせは

えひめ共済会館

〒790-0003
松山市三番町5丁目13-1

TEL 089-945-6311

【ホームページアドレス】
<http://www.ehime-kyosai.jp/kaikan/>

FAX 089-945-6322

【Eメールアドレス】
e-kyosai-kaikan@dune.ocn.ne.jp



—組合の現況— (令和4年5月末現在)

- ◎所属所数..... 43
- ◎組合員数..... 17,466人
男..... 9,712人
女..... 7,754人
- ◎平均標準報酬月額(短期)..... 343,951円
- ◎被扶養者数..... 15,305人
(含任継..... 内116人)
- ◎任意継続組合員..... 218人
- ◎年金受給者数..... 19,004人

えひめ共済会館利用促進クロスワードパズルの答え

本紙令和4年4月号(Vol.319)の正解

か い かん 【会館】

応募総数: 61通 正解数(有効応募数): 52通でした。
たくさんのご応募とご意見ありがとうございました。
当選者(5名)には「ペア宿泊ご招待券」をお送りしました。